

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2021 年 11 月 26 日号 (No.364)

I. 重要法令等の解説

1. 「データ国外移転安全評価規則 (意見募集稿)」

II. 注目法令等の紹介

1. 「インターネットプラットフォーム分類分級ガイドライン (意見募集稿)」、
「インターネットプラットフォーム主体責任実行
ガイドライン (意見募集稿)」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉
☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石
☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光
☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：石本 茂彦

I. 重要法令等の解説

1. 「データ国外移転安全評価規則 (意見募集稿)」

(原文「データ出境安全评估办法 (征求意见稿)」)

国家インターネット情報弁公室 2021 年 10 月 29 日公表、意見募集期限 2021
年 11 月 28 日

執筆担当：崔 俊、本嶋 孔太郎、井村 俊介

「データ国外移転安全評価規則 (意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」¹という。)は、「データ安全法」、「個人情報保護法」及び「ネットワーク安全法」の下位法令として、データの国外移転に際しての安全評価の具体的な内容について定めている。特に、取り扱う個人情報が 100 万人分に達している個人情報取扱者が、個人情報を国外に提供する場合や累計 10 万人以上の個人情報又は累計 1 万人以上の機微な個人情報を国外に提供する場合には安全評価が必要とされることが明示された(下記(1)③及び④)ことは、個人情報保護法 40 条では明確にされていなかった、個人情報の国内保存義務及び国外移転の際の安全評価義務が生じる「一定の数量」を明確化するものとして特筆に値する。

また、重要情報インフラの運営者以外の者が重要データを国外に移転する場合にも安全評価の申請が必要とされることが明示されたことは、データ安全法では明らかにされていなかった重要データ取扱者の義務を定めるものとしてやはり重要である。

なお、2021 年 11 月 14 日に「ネットワークデータ安全管理条例 (意見募集稿)」も公表され(本ニュースレター次号 (365 号) で紹介予定) 国外移転の安全評価や

¹ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

中国最新法令 < 速報 >

重要データのセキュリティ義務などが規定されている。いずれも意見募集稿の段階ではあるが、今後の推移に十分な注意が必要である。

これまで、データの国外移転に際しての安全評価の具体的な内容については、「ネットワーク安全法」(2016年11月7日公布)の下位法令として公表された、「個人情報及び重要データの国外移転安全評価規則(意見募集稿)」(2017年4月11日公表)、「データ国外移転安全評価ガイドライン(意見募集稿)」(2017年8月25日公表)、「データ安全管理規則(意見募集稿)」(2019年5月28日公表)及び「個人情報国外移転安全評価規則(意見募集稿)」(2019年6月13日公表)等に定められており、実務上、意見募集稿段階である上記規則等を参照していた。

本意見募集稿は、「ネットワーク安全法」並びに上記規則等が公布・公表された後に公布された「データ安全法」(2021年6月10日公布)及び「個人情報保護法」(2021年8月20日公布)の下位法令として、データの国外移転の際の安全評価制度についてさらに具体的に規定するものとなっている。

(1) 安全評価の申請主体と条件

本意見募集稿では、データ取扱者²は、中華人民共和国国内における運営において収集し、及び生成した重要データ並びに法に基づき安全評価を行うべき個人情報を国外に提供する際は、本規則の規定に従い安全評価を行わなければならないと規定されている(2条)。

また、本意見募集稿では、データ取扱者は、データを国外に提供する際、次の各号のいずれかの状況に該当する場合は、所在地の省級のネットワーク安全情報部門を通じて国のネットワーク安全情報部門にデータ国外移転安全評価を申請しなければならないと新たに規定されている(4条)。

- ① 重要情報インフラの運営者が収集し及び生成した個人情報及び重要データである場合
- ② 国外移転データの中に重要データが含まれる場合
- ③ 取り扱う個人情報が100万人分に達している個人情報取扱者が、個人情報を国外に提供する場合
- ④ 累計10万人以上の個人情報又は累計1万人以上の機微な個人情報を国外に提供する場合
- ⑤ 国のネットワーク情報安全部門が定める、その他、データ国外移転安全評価を申請する必要がある場合

これらの要素のうち、③及び④の規定は、これまでの法令及び意見募集稿では規定されていなかった新たな規定であり、冒頭に述べたような個人情報保護法の運用

² 本意見募集稿では、「データ取扱者」の定義は明記されていない。この点、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」では、「データ取扱者」は、データの取扱い活動において、取扱目的、取扱方法を自ら決定する個人又は組織をいう(73条5号)ものとして、個人情報保護法における個人情報取扱者とパラレルに定義されている。また、データ安全法において、「データの取扱い」には、データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等が含まれるとされている(3条2項)。

中国最新法令〈速報〉

にも影響を及ぼす重要な規定であると考えられる。また、②の規定については、データ安全法において、重要情報インフラの運営者以外の者が重要データを国外に移転する場合に、どのような手続きを採るべきかが明らかにされていなかったところ、本意見募集稿により、データ国外移転安全評価の申請が必要であることが明示された点も重要であると考えられる。

(2) 安全評価手続きの流れ

本意見募集稿では、データ取扱者は、データを国外に提供する前に、データ国外移転リスクの自己評価を実施しなければならないと、「データ国外移転安全評価ガイドライン（意見募集稿）」でも記載されていた内容を規定している。その際に、重点的に評価すべき事項として、以下の事項が列挙されている（5条）。

- ① データの国外移転及び国外の受領者によるデータ取扱の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
- ② 国外移転データの数量、範囲、種類、機微度、データの国外移転により国の安全、公共の利益及び個人又は組織の合法的権益に及ぼされる可能性のあるリスク
- ③ データ取扱者のデータ移転段階における管理上及び技術上の措置及び能力等により、データの漏洩、毀損等のリスクを防ぐことができるか否か
- ④ 国外の受領者が負うことを承諾した責任及び義務、並びに責任及び義務の履行に係る管理上及び技術上の措置及び能力等により、国外移転データの安全を保障することができるか否か
- ⑤ データが国外移転及び再移転後に漏洩、毀損、改竄、濫用等されるリスク、個人が個人情報に係る権益を維持保護するための経路が確保されているか否か等
- ⑥ 国外の受領者と締結した、データの国外移転に関する契約において、データ安全保護責任及び義務が十分に定められているか否か

また、データ取扱者は、データ国外移転安全評価を申請するときは、データ国外移転リスク自己評価報告を含む所定の資料³を提出しなければならない（6条）こと、国のネットワーク安全情報部門は、申請資料を受領した日から7営業日以内に、評価を受理するか否かを決定し、受理に関する結果を書面通知の形式で返信すること（7条）が規定されている。そして、国のネットワーク安全情報部門は、申請を受理した後、業種主管部門、国务院の関連部門、省級のネットワーク安全情報部門、専門機構等を組織して安全評価を行い⁴（10条）、書面の受理通知書を発行した日から45営業日以内にデータ国外移転安全評価を完了し⁵、評価の結果を、書面の形式により

³ データ国外移転リスク自己評価報告以外の申請資料には、申請書、データ取扱者が国外の受領者と締結する予定の契約又はその他の法的効力を有する文書等及びその他の安全評価業務に必要な資料がある。

⁴ 重要データの国外移転に関わるときは、国のネットワーク安全情報部門は、関連業種主管部門に意見を求めるとされている。

⁵ 状況が複雑であるとき又は資料の補充が必要であるときは、適宜延長することができるが、通常は60営業日を超えないものとするとしている。

中国最新法令〈速報〉

データ取扱者に通知すると規定されている（11条）。この評価の際、5条のデータ国外移転リスクの自己評価の際の考慮要素に加えて⁶、国外の受領者が所在する国・地域のデータセキュリティ保護政策・規制及びネットワークセキュリティ環境が国外移転データの安全性に与える影響、国外の受領者のデータ保護レベルが中華人民共和国の法律、行政法規及び強制的な国家基準の要件を満たしているかどうかも判断要素となる（8条）。

（3）国外の受領者と締結する契約で定める内容

本意見募集稿では、データ取扱者が国外の受領者と締結する契約には、以下の内容を含めて、データ安全保護責任及び義務を十分に定めなければならないと規定されている（9条）。

- ① データの国外移転の目的、方法、データの範囲、国外の受領者によるデータ取扱いの用途及び方法等
- ② データの国外における保存の場所、期間、及び保管期間満了、契約目的達成又は契約終了後の国外移転データの取扱措置
- ③ 国外移転データを国外の受領者がその他の組織、個人に再移転することを制限する拘束条項
- ④ 国外の受領者の実質的支配権若しくは経営範囲に実質的な変化が生じ、又は所在する国・地域の法律環境に変化が生じて、データの安全を保障することが困難となった場合に講じるべき安全措置
- ⑤ データ安全保護義務に違反した場合の違約責任及び拘束力がありかつ執行可能な紛争解決条項
- ⑥ データ漏洩等のリスクが生じた場合に、緊急対応措置を適切に実施し、かつ個人が個人情報に係る権益を維持保護することを保障するための円滑なルート

（4）その他

本意見募集稿では、データ国外移転評価の結果の有効期限を2年としつつも、データの国外移転の目的、方法、データの範囲、国外の受領者によるデータ取扱いの用途及び方法に変更が生じた場合等の所定の場合においては、改めて評価を申請しなければならないと規定されている（12条）。

（全18条）

⁶ 但し、上記(2)の③「データ取扱者のデータ移転段階における管理上及び技術上の措置及び能力等により、データの漏洩、毀損等のリスクを防ぐことができるか否か」については、この段階では評価事項とはなっていない。

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「インターネットプラットフォーム分類分級ガイドライン（意見募集稿）」、「インターネットプラットフォーム主体责任実行ガイドライン（意見募集稿）」

（原文「关于对《互联网平台分类分级指南（征求意见稿）》《互联网平台落实主体责任指南（征求意见稿）》公开征求意见的公告」）

国家市場監督管理総局 2021 年 10 月 29 日公表、意見募集期限 2021 年 11 月 8 日

執筆担当：李 珉、五十嵐 充

国家市場監督管理総局は、2021 年 10 月 29 日、インターネットプラットフォームを規模等により分類・管理するために「インターネットプラットフォーム分類分級ガイドライン（意見募集稿）」（以下「分類分級ガイドライン意見募集稿」という）、及び「インターネットプラットフォーム主体责任実行ガイドライン（意見募集稿）」（以下「主体责任実行ガイドライン意見募集稿」という）を公表した。

分類分級ガイドライン意見募集稿は、プラットフォームが提供する主要なサービス等に応じて 6 種類⁷に分類するとともに（2.2 条）、ユーザー数の規模、業務範囲、及び出店者の消費者へのコンタクトを制限する能力に応じて 3 つの等級を設定し、その具体的な基準を明記した（3.2 条）。

等級	等級基準
超級プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 中国における直近年度のアクティブユーザー数が 5 億人以上 中心的業務機能が 2 種以上のプラットフォーム業務に携わる 前年末の時価（評価額）が 10,000 億人民元以上 出店者の消費者（ユーザー）へのコンタクトを制限する強力な能力を有する
大型プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 中国における直近年度のアクティブユーザー数が 5,000 万人以上 際立った主力業務を有する 前年末の時価（評価額）が 1,000 億人民元以上 出店者の消費者（ユーザー）へのコンタクトを制限する比較的強い能力を有する
中小プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> 中国において一定のアクティブユーザーを有する 一定の業務を有する 一定の時価（評価額）を有する 出店者の消費者（ユーザー）へのコンタクトを制限する一定の能力を有する

他方、主体责任実行ガイドライン意見募集稿は、前述の超級プラットフォームと大型プラットフォームを併せて超大型プラットフォームと定義したうえ、超大型プラットフォーム

⁷ 具体的には、インターネット販売類、生活サービス類、ソーシャルエンターテインメント類、情報サービス類、金融サービス類、コンピューティングアプリケーション類に分けられる。

中国最新法令 < 速報 >

トフォームが遵守すべき義務を定めた。具体的には自己優遇 (self-preferencing) の禁止、相互運用性の確保、データ管理の健全化、年度毎リスク評価、ガイドラインの遵守状況に関する定期的な監査等を含む 9 つの義務 (1 条~9 条)、及びあらゆるプラットフォームが事業活動の中で遵守すべき一連の義務を定めた (13 条~34 条)。

Ⅲ. その他の法令等一覧

2021 年 10 月 26 日から 11 月 8 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである (上記にて取り扱った法令等を除く。)

- ① 「**企業安全生産標準化構築等級評定規則**」
(原文: 企业安全生产标准化建设定级办法)
(緊急対応管理部、2021 年 10 月 27 日公布、2021 年 11 月 1 日施行)
- ② 「**保険会社非生命保険業務準備金管理規則**」
(原文: 保险公司非寿险业务准备金管理办法)
(中国銀行保険監督管理委員会、2021 年 10 月 14 日、2021 年 12 月 1 日施行)
- ③ 「**保険仲介行政許可及び届出実施規則**」
(原文: 保险中介行政许可及备案实施办法)
(中国銀行保険監督管理委員会、2021 年 10 月 28 日、2022 年 2 月 1 日施行)
- ④ 「**『輸出食品生産企業国外登録申請管理規則』の公布に関する公告**」
(原文: 关于发布《出口食品生产企业申请境外注册管理办法》的公告)
(税関総署、2021 年 10 月 29 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)
- ⑤ 「**『非上場公衆会社監督管理規則』の改正に関する決定**」
(原文: 关于修改《非上市公司监督管理办法》的决定)
(中国証券監督管理委員会、2021 年 10 月 30 日公布、2021 年 11 月 15 日施行)
- ⑥ 「**『非上場公衆会社情報開示管理規則』の改正に関する決定**」
(原文: 关于修改《非上市公司信息披露管理办法》的决定)
(中国証券監督管理委員会、2021 年 10 月 30 日公布、2021 年 11 月 15 日施行)
- ⑦ 「**『医療美容広告法律執行ガイドライン』の公布に関する公告**」
(原文: 市场监管总局关于发布《医疗美容广告执法指南》的公告)
(国家市場監督管理総局、2021 年 11 月 1 日公布、2021 年 11 月 1 日施行)
- ⑧ 「**証券取引所管理規則**」(改正)
(原文: 证券交易所管理办法 (修订))
(中国証券監督管理委員会、2021 年 10 月 30 日公布、2021 年 10 月 30 日施行)
- ⑨ 「**『十四五』期間輸入科学研究、科学技術開発及び教学用品免税リスト (第 1 組) に関する通知**」
(原文: 关于“十四五”期间进口科学研究、科技开发和教学用品免税清单 (第一批) 的通知)
(財政部、税関総署、税務総局、2021 年 10 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日施行)

中国最新法令 < 速報 >

- ⑩ 『不動産開発企業資格管理規定』の改正に関する決定（意見募集稿）
 （原文：关于修改《房地产开发企业资质管理规定》的决定（征求意见稿）
 （住宅都市農村建設部、2021年11月2日公表、意見募集期限2021年12月2日）
- ⑪ 『インターネットユーザーアカウント名称情報管理規定（意見募集稿）』
 （原文：互联网用户账号名称信息管理规定（征求意见稿）
 （国家インターネット情報弁公室、2021年10月26日公表、意見募集期限2021年11月10日）

セミナー情報

- セミナー [『中国における越境ECの概要と法務上の留意点』](#)
 開催日時 2021年11月10日（水）14:00～2021年12月10日（金）14:00
 配信
 講師 江口 拓哉、柴 巍
 主催 経営法友会
- セミナー [『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』](#)
 開催日時 2021年12月15日（水）13:30～16:30
 講師 五十嵐 充、宇賀神 崇
 主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情（256）中国の「自動車データ安全管理規定」について」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.49 No.11
 著者 井村 俊介、橋本 祐弥、張 雪駿
- 論文 「中国最新法律事情（255）中国の「重要情報インフラ安全保護条例」について」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.49 No.10
 著者 鈴木 幹太、橋本 祐弥、呉 馳
- 論文 「両用品目および技術輸出入許可証管理リストの概要」
 関連サイト [日本貿易振興機構（ジェトロ）](#)
 著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、沈 暘
- 論文 「商用暗号の輸出規制リストおよび管理措置の概要」
 関連サイト [日本貿易振興機構（ジェトロ）](#)
 著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、沈 暘

中国最新法令 < 速報 >

NEWS

➤ **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北堤

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大厦 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大厦 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com